

兵庫県公報

平成24年11月13日 火曜日 第 2440 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	1
○ 救急病院の認定（同）	1
○ 土地改良区清算人の就任の届出（農地整備課）	2
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	5
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	5
公 告	
○ 平成25年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集（文書課）	5
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	8
企業庁公告	
○ 政府調達に関する協定に係る企画提案競技の実施	10
○ 網干沖地区太陽光発電施設設置工事企画提案競技の実施	12
選挙管理委員会告示	
○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	15
公安委員会告示	
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業許可の取消し	15

告 示

兵庫県告示第1447号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

平成24年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名 称 医療法人社団順心会 順心病院
所在地 加古川市平岡町一色115
撤回年月日 平成24年9月30日



兵庫県告示第1448号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成24年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名 称 兵庫県災害医療センター
所在地 神戸市中央区脇浜海岸通1丁目3-1
認定年月日 平成24年8月1日
認定の有効期限 平成27年7月31日
- 2 名 称 社会保険神戸中央病院

- 所 在 地 神戸市北区惣山町2丁目1-1
- 認 定 年 月 日 平成24年7月1日
- 認定の有効期限 平成27年6月30日
- 3 名 称 兵庫県立加古川医療センター
- 所 在 地 加古川市神野町神野203
- 認 定 年 月 日 平成24年11月1日
- 認定の有効期限 平成27年10月31日
- 4 名 称 医療法人社団順心会 順心病院
- 所 在 地 加古川市別府町別府865-1
- 認 定 年 月 日 平成24年11月1日
- 認定の有効期限 平成27年10月31日



兵庫県告示第1449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の就任の届出があった。

平成24年11月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

揖西土地改良区

氏 名	住 所
谷 口 洋 祐	たつの市揖西町新宮664番地1
作 本 辰 男	同 市揖西町構200番地1
石 田 肇	同 市揖西町田井121番地
木 南 敏 夫	同 市揖西町中垣内乙40番地
小 幡 和 好	同 市揖西町佐江506番地
竹 内 嘉 昭	同 市揖西町前地116番地
猪 澤 修 一	同 市揖西町北山375番地
菅 野 仁 孜	同 市揖西町竹万426番地
宮 本 峰 男	同 市揖西町長尾857番地
猪 澤 敏 雄	同 市揖西町北沢40番地
岡 本 修 一	同 市揖西町住吉158番地2
衣 笠 新 三	同 市揖西町尾崎323番地
西 脇 照 三	同 市揖西町南山765番地
中 川 賢 二	同 市揖西町龍子323番地3
武 内 邦 昭	同 市揖西町小畑312番地
山 下 正 直	同 市揖西町土師952番地15
西 川 嘉 彦	同 市揖西町竹原86番地4
石 田 隆 三	同 市揖西町小犬丸685番地
富士田 俊 明	同 市揖西町長尾837番地
山 下 源 太 郎	同 市揖西町長尾855番地
金 治 法 昭	同 市揖西町尾崎372番地1



兵庫県告示第1450号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成24年11月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝来市生野町小野字大谷筋33の141
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1451号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

株式会社棚澤八光社

大阪府東大阪市西石切町2丁目1番10号

代表取締役社長 棚澤 肇

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

株式会社棚澤八光社上月工場

佐用郡佐用町櫛田1854番6

(3) 特定施設に関する事項

種	類	63号ホ 廃ガス洗浄施設	
能	力	40m ³ /分	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水素イオン濃度 (水素指数)	4~13	4~13
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	144	145
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	300	320
	浮遊物質 (単位 mg/L)	294	350
	窒素含有量 (単位 mg/L)	0.4	1

	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	12	16
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1	1.5
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		3	6

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年11月13日から同年12月4日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び佐用郡佐用町住民課



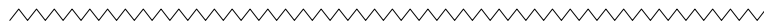
兵庫県告示第1452号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量 57点）
- 2 作業期間
平成24年10月18日から平成25年3月15日まで
- 3 作業地域
尼崎市武庫町地区



兵庫県告示第1453号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成24年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成24年10月29日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
西宮市広田町



兵庫県告示第1454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年11月13日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成24年11月13日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

県道 黒田庄多井田線	西脇市黒田庄町岡字古門311番から 同 市黒田庄町岡字二ノ門363番5まで	旧	6.0から 13.0まで	217.0
		新	10.0から 20.0まで	217.0



兵庫県告示第1455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年11月13日から供用を開始する。

その関係図面は、平成24年11月13日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姫路神河線	姫路市夢前町新庄字諏訪1番12から 同 市夢前町新庄字諏訪1番12まで	旧	12.0から 15.0まで	43.0	
		新	12.0から 17.0まで	42.0	



兵庫県告示第1456号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成24年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画の種類及び名称
中播都市計画道路
3.5.81号網干線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
姫路市網干区和久字横田、字関ノ口、字丁田及び字日吉山並びに揖保郡太子町糸井字前田及び字柿ヶ坪
- 3 都市計画の案の縦覧期間
平成24年11月13日から同月27日まで
- 4 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課、姫路市都市局まちづくり推進部都市計画課及び揖保郡太子町経済建設部街づくり課

公 告

平成25年度兵庫県本庁事務用共通封筒への掲載広告の募集

平成25年度において、本庁の各課室が使用する事務用共通封筒の裏面に有料広告を掲載する企業・団体（以

下「広告掲載権者」という。)を募集する。

平成24年11月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 広告の掲載期間・広告媒体

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間において、本庁の各課室が用品単価契約により調達する県封筒（以下「県封筒」という。）に広告を掲載する。

(注) 本庁各課室による県封筒の使用は、在庫状況等により、次のようなケースが生じる。

ア 平成25年度において、前年度以前に調達した旧版の県封筒が使用される。

イ 平成25年度に調達した県封筒が、翌年度以降に使用される。

2 県封筒の仕様等

封筒の種類	長形3号(定型)	角形2号(A4判)
用紙	クラフト紙、サイド貼り	同左
広告掲載箇所	裏面(縦11cm以内×横16cm以内)	裏面(縦20cm以内×横22cm以内)
広告刷り色	黒1色	同左
その他	(1) 広告デザインは、2種類の封筒について同一のものでも可。 (2) 枠外に次の旨を表記する。 「(広告内容に関するお問合せ先) ○○○○(広告主の名称・電話番号) 兵庫県では、財源確保のため、企業等の広告を掲載しています。」	

(参考) 過去の発注実績

年度	長形3号(定型)	角形2号(A4判)
平成21年度	405,000枚	366,500枚
22年度	280,000枚	274,500枚
23年度	341,000枚	333,000枚

3 県封筒の主な使用先

県内市町、各省庁、各種団体、県民及び企業等

4 募集する広告掲載権者

広告掲載権者は、長形3号及び角形2号の2種類の県封筒を通じて1者とする。ただし、複数の企業・団体が、代表となる企業・団体を定めて共同して応募し、前記2の広告掲載スペースを分割して複数の企業・団体の広告を掲載することができる。

5 広告掲載権者の要件

次のいずれかに該当する企業・団体は、広告掲載権者になることができない。広告掲載中において、これらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 県税について滞納がある者
- (2) 兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けている者
- (3) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) その他広告掲載権者として適当でないと県が認める者

6 広告の掲載基準

県封筒に掲載する広告は、広告としての品位を有するもので、兵庫県への信頼を損なうおそれがないものとし、次のいずれかに該当する場合は、掲載できない。

- (1) 法令、規則等に反するもの

- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 第三者をひぼう中傷又は排斥するもの
- (4) 第三者の著作権、財産権又はプライバシー等を侵害するおそれがあるもの
- (5) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (6) 社会問題その他についての主義、主張又は意見表明に関するもの
- (7) 誇大又は虚偽広告のおそれがあるもの
- (8) 消費者被害の発生及び拡大のおそれがあるもの
- (9) 当該広告内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
- (11) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (12) 青少年の健全な育成に反するおそれがあるもの
- (13) 個人の氏名広告に当たるもの
- (14) 求人広告に関するもの
- (15) その他掲載する広告として適当でないと県が認めるもの

7 応募における提出書類

- (1) 応募を希望する企業・団体は、下記アの申込書に応募金額を明記の上、下記イからエまでの書類等を添えて提出すること。
 - ア 平成25年度兵庫県本庁事務用共通封筒広告掲載申込書（様式第1号）
 - イ 広告デザイン原稿（長形3号掲載用及び角形2号掲載用の2種類とし、電子データ及びこれを紙出力したものによる。）
 - ウ 企業・団体の概要（事業の内容・実績、資本金、従業員数等）を記載した書類
 - エ 前記5の(1)から(5)までの要件に該当しないことの誓約書（様式第2号）
 - ア及びエの様式は、兵庫県のホームページに掲示する。
 - アドレス <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk32/huto2012.html>
- (2) 前記4のただし書の場合における前項の書類の提出に当たっては、代表となる企業・団体を明示するとともに、連名で提出すること。
- (3) 広告デザイン原稿の作成その他の応募に要する費用は、応募者の負担とする。

8 広告掲載料（応募金額）

- (1) 広告掲載料の応募に係る最低制限価格は、長形3号及び角形2号の2種類の封筒を合わせて、100万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- (2) 決定された広告掲載権者（前記4のただし書の場合にあっては、申込書に記載された代表者）は、兵庫県が別に指定する日までに、兵庫県が指定する方法により広告掲載料（応募金額）を納付しなければならない。
- (3) 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、特別の事情があると県が認めるときはその全部又は一部を返還する。

9 広告掲載の申込期間・申込方法

平成24年11月19日（月）から同年12月7日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、前記7(1)の書類等を下記13の場所へ持参又は郵送（平成24年12月7日（金）必着）により提出すること。

10 広告掲載権者の決定

- (1) 兵庫県は、応募のあった企業・団体について、応募金額、広告内容等を総合評価する方法により選考を行い、広告掲載権者を決定する。
 - なお、選考において適当な者がいないときは、広告掲載権者を決定しないことがある。
- (2) 選考の結果については、速やかに応募のあった企業・団体に通知する。

11 広告掲載権者の責務

- (1) 広告掲載権者は、掲載する広告に関する一切の責任を負うものとし、第三者からの苦情若しくは損害の申立て又は損害賠償の請求があったときは、自らの責任及び負担において解決するものとする。
- (2) 広告掲載権者が前記5の要件に違反し、又は掲載する広告が前記6の基準に違反することが判明した場合は、兵庫県は広告の掲載を中止するなど適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は、広告掲

載権者が負担するものとする。

12 契約の締結

兵庫県は、広告掲載権者を決定したときは、当該広告掲載権者と県封筒への広告掲載に関する契約を締結する。

13 問合せ先及び申込先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局文書課 文書管理係
T E L (078) 341-7711 内線2045、2044
F A X (078) 362-3902



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成24年11月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

物件番号	所在地	面積 (㎡)	地目
19	神戸市長田区雲雀ヶ丘三丁目63番、64番	2,795.68	宅地
20	姫路市広畑区城山1400番87	3,497.84	宅地
21	赤穂郡上郡町上郡字町家ノ六886番	493.32	宅地

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者
 - ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ 上記アからウのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に

規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 3 契約条項を示す場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
 - (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ。
 - (2) 配布期間及び申込期間
平成24年11月13日（火）から同年12月10日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 入札の場所及び日時
 - (1) 物件番号19
ア 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
イ 日時
平成24年12月13日（木）午前9時30分から
 - (2) 物件番号20
ア 場所
姫路市北条1番98号
姫路総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
イ 日時
平成24年12月17日（月）午前11時30分から
 - (3) 物件番号21
ア 場所
赤穂郡上郡町大持207番1
県立上郡高等学校会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
イ 日時
平成24年12月17日（月）午後3時00分から
- 6 入札保証金
 - (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
 - (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 7 入札に関する条件
 - (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
 - (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
 - (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
 - (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
 - (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 入札についての照会先
兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係
電話（078）341-7711 内線2550、2551

企業庁公告

政府調達に関する協定に係る企画提案競技の実施

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける企画提案競技を次のとおり実施する。

平成24年11月13日

兵庫県公営企業管理者 高井 芳朗

1 企画提案競技の概要

(1) 名称

三田カルチャータウン太陽光発電施設設置工事

(2) 対象地

三田市学園1丁目 面積約91,000平方メートル

(3) 提案を求める内容

ア 設置工事及び維持管理に関する事項

イ 発電電力量に関する事項

ウ 地域貢献に関する事項

(4) 主催者及び事務局

ア 主催者

兵庫県企業庁

イ 事務局

兵庫県企業庁総務課経営管理係

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 (兵庫県庁1号館3階)

電話 (078) 341-7711 (代表) 内線5498 F A X (078) 362-3925

E-mail kigyosoumu@pref.hyogo.lg.jp

2 参加資格

本企画提案競技に参加することができる資格を有する者は、昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく兵庫県の工事契約に係る競争入札参加資格取得（登録）者又は企画提案書の提出期限日までに入札参加資格を取得（登録）した者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による電気工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 兵庫県の建設工事の一般競争入札参加資格を取得（登録）しており、その工種が電気工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日（平成25年3月上旬予定）まであること。

なお、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効する場合は、確認基準日において既に新たな総合評定値通知書を請求しており、かつ、企画提案書の提出日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 建設業法の規定による電気工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が、1,100点以上であること。

カ 平成9年度以降に、系統連系1箇所当たり500キロワット以上の太陽光発電施設設置工事を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡しが完了したもの）を有すること。

キ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、兵庫県公営企業管理者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ケ 企画提案競技参加申込時に提出される技術資料が適正であること。

コ 企画提案競技参加資格の確認基準日は、企画提案競技参加申込書の提出期限の日とする。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による電気工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（企画提案競技参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）がある者で、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(7) 1級電気工事施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有すること。

(4) 平成9年度以降に、上記(1)カに掲げる工事の経験を有するものであること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、企画提案書を提出してはならず、企画提案競技参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は企画提案書の提出を辞退すること。

ウ 本件企画提案競技に当選し工事を契約した後は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を当該工事現場に専任で配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置技術者を変更することを認めない。

(3) 企画提案に関する要件

企画提案競技参加申込時に、技術資料を提出すること。提出された技術資料を審査した結果、適切と認められない者には企画提案競技参加資格を与えない。

3 参加方法

(1) 応募要領及び仕様書の配布

ア 配布方法 事務局において配布する。

イ 配布期間 平成24年11月13日（火）から同月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 参加申込書の提出

ア 提出方法 事務局宛てに郵送（書留）又は持参とする。

イ 提出期間 平成24年11月13日（火）から同年12月12日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
郵送の場合は、平成24年12月12日（水）正午必着とする。

ウ 提出書類 応募要領による。

(3) 技術資料の提出

ア 提出方法 参加申込書と同時に提出する。

イ 提出書類 応募要領による。

4 企画提案書の提出

(1) 提出方法 持参とする。

(2) 提出日時 平成24年12月27日（木）午前9時30分

(3) 提出場所 兵庫県民会館 303号室

(4) 提出書類 応募要領による。

5 評価基準

評価基準の概要は以下のとおり。詳細は応募要領を参照のこと。

(1) 事業効率点（配点90点）

完成から20年後までの概算収益を税抜で比較し、収益が最も多い者に90点を与え、収益が0を0点とし、その間を比例配分する。

概算収益は、売電収入から建設工事費及び維持管理費を減じて求める。売電収入は、発電電力を全て売電できるものとみなし、売電単価は1キロワット時当たり40円とする。

(2) 地域貢献点（配点10点）

元請負人が県内企業 5.0点

（元請負人が県外企業で、下請負人の全てが県内企業 2.5点）

太陽光発電パネル（モジュール）を全て県内で生産 3.0点

架台の主要部材を県内で生産又は加工 2.0点

6 当選者の決定方法等

(1) 決定方法

技術資料及び企画提案書に基づき事業効率点及び地域貢献点を算出し、事業効率点と地域貢献点の合計

(以下「評価値」という。)が最も高い者を当選者とし、2番目に評価値の高い者を次点者とする。

(2) 当選後の取扱い

仕様書、当選者から提出された技術資料及び企画提案書に基づき、契約仕様書の作成等の協議を行う。ただし、当選者が本企画提案競技の資格要件を満たさなくなった場合又は協議が整わなかった場合には、当選者の決定を取り消し、次点者を当選者とする。

7 評価内容の担保

(1) 維持管理費に関すること

当選者は、本企画提案競技に係る太陽光発電施設の20年間の維持管理費の総額が提案の額以内となることを担保する。

詳細は応募要領を参照のこと。

(2) 地域貢献に関すること

提案内容が履行されない場合は、実際の履行内容に基づいて評価値を再計算し、企画提案競技時の評価値を確保するのに見合う金額を請負代金額から減額する。

8 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

(2) 参加に要する費用

本企画提案競技に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

詳細は応募要領及び仕様書による。

9 Summary for the Notice of Proposal Competition

(1) Nature of the service to be required:

Proposal for Construction works of Sanda Culture Town Solar Power Plant

(2) Deadline for the submission of competition application forms:

17:00 December 12, 2012

(3) Deadline for competition:

9:30 December 27, 2012

(4) Contact point for the notice:

General Affairs Division, Public Enterprises Agency, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 5498



網干沖地区太陽光発電施設設置工事企画提案競技の実施

網干沖地区太陽光発電施設設置工事の企画提案競技を次のとおり実施する。

平成24年11月13日

兵庫県公営企業管理者 高井 芳朗

1 企画提案競技の概要

(1) 名称

網干沖地区太陽光発電施設設置工事

(2) 対象地

姫路市網干区網干浜 面積約15,000平方メートル

(3) 提案を求める内容

ア 設置工事及び維持管理に関する事項

イ 発電電力量に関する事項

ウ 地域貢献に関する事項

(4) 主催者及び事務局

ア 主催者

兵庫県企業庁

イ 事務局

兵庫県企業庁総務課経営管理係

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 (兵庫県庁1号館3階)
電話 (078) 341-7711 (代表) 内線5498 F A X (078) 362-3925
E-mail kigyosoumu@pref.hyogo.lg.jp

2 参加資格

本企画提案競技に参加することができる資格を有する者は、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31条）第81条の3に定める入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による電気工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 入札参加資格者名簿における工種が電気工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日（平成25年3月上旬予定）まであること。

なお、確認基準日においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が本契約締結予定日までに失効する場合は、確認基準日において既に新たな総合評定値通知書を請求しており、かつ、企画提案書の提出日において本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

オ 兵庫県内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、平成24年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の電気工事における格付がA15以上であること。

カ 兵庫県の建設工事入札参加資格者に係る資格格付要領第4条の規定による技術・社会貢献評価数値を有する者であって、その合計数値が30点以上であること。

キ 平成9年度以降に、系統連系1箇所当たり20キロワット以上の太陽光発電施設設置工事を元請（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上の場合のものに限る。）として完成した施工実績（工事が完成し、その引渡し完了したもの）を有すること。

ク 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、兵庫県公営企業管理者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

コ 企画提案競技参加申込時に提出される技術資料が適正であること。

サ 企画提案競技参加資格の確認基準日は、企画提案競技参加申込書の提出期限の日とする。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による電気工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を本工事に専任で配置できること。

また、配置予定技術者は直接的かつ恒常的な雇用関係（企画提案競技参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）がある者で、かつ、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(イ) 1級電気工事施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有すること。

(ロ) 平成9年度以降に、上記(イ)に掲げる工事の経験を有するものであること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、企画提案書を提出してはならず、企画提案競技参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は企画提案書の提出を辞退すること。

ウ 本件企画提案競技に当選し工事を契約した後は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を当該工事現場に専任で配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置技術者を変更することを認めない。

(3) 企画提案に関する要件

企画提案競技参加申込時に、技術資料を提出すること。提出された技術資料を審査した結果、適切と認められない者には企画提案競技参加資格を与えない。

3 参加方法

- (1) 応募要領及び仕様書の配布
 - ア 配布方法 事務局において配布する。
 - イ 配布期間 平成24年11月13日（火）から同月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 参加申込書の提出
 - ア 提出方法 事務局宛てに郵送（書留）又は持参とする。
 - イ 提出期間 平成24年11月13日（火）から同年12月12日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
郵送の場合は、平成24年12月12日（水）正午必着とする。
 - ウ 提出書類 応募要領による。
- (3) 技術資料の提出
 - ア 提出方法 参加申込書と同時に提出する。
 - イ 提出書類 応募要領による。
- 4 企画提案書の提出
 - (1) 提出方法 持参とする。
 - (2) 提出日時 平成24年12月27日（木）午後2時
 - (3) 提出場所 兵庫県民会館 303号室
 - (4) 提出書類 応募要領による。
- 5 評価基準
評価基準の概要は以下のとおり。詳細は応募要領を参照のこと。
 - (1) 事業効率点（配点90点）

完成から20年後までの概算収益を税抜で比較し、収益が最も多い者に90点を与え、収益が0を0点とし、その間を比例配分する。

概算収益は、売電収入から建設工事費及び維持管理費を減じて求める。売電収入は、発電電力を全て売電できるものとみなし、売電単価は1キロワット時当たり40円とする。
 - (2) 地域貢献点（配点10点）

元請負人が県内企業	5.0点
太陽光発電パネル（モジュール）を全て県内で生産	3.0点
架台の主要部材を県内で生産又は加工	2.0点
- 6 当選者の決定方法等
 - (1) 決定方法
技術資料及び企画提案書に基づき事業効率点及び地域貢献点を算出し、事業効率点と地域貢献点の合計（以下「評価値」という。）が最も高い者を当選者とし、2番目に評価値の高い者を次点者とする。
 - (2) 当選後の取扱い
仕様書、当選者から提出された技術資料及び企画提案書に基づき、契約仕様書の作成等の協議を行う。ただし、当選者が本企画提案競技の資格要件を満たさなくなった場合又は協議が整わなかった場合には、当選者の決定を取り消し、次点者を当選者とする。
- 7 評価内容の担保
 - (1) 維持管理費に関すること
当選者は、本企画提案競技に係る太陽光発電施設の20年間の維持管理費の総額が提案の額以内となるよう担保する。
詳細は応募要領を参照のこと。
 - (2) 地域貢献に関すること
提案内容が履行されない場合は、実際の履行内容に基づいて評価値を再計算し、企画提案競技時の評価値を確保するのに見合う金額を請負代金額から減額する。
- 8 その他
 - (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨
 - (2) 参加に要する費用
本企画提案競技に要する費用は、参加者の負担とする。

- (3) その他
 詳細は応募要領及び仕様書による。

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示52号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年11月13日

兵庫県選挙管理委員会
 委員長 武 田 丈 蔵

2 老人ホームの表姫路市の項中

「

清山荘有料老人ホーム	同 市大塩町1094—7
------------	--------------

」

を

「

清山荘有料老人ホーム	同 市大塩町1094—7
特別養護老人ホーム 和好苑	同 市北条宮の町131
ニチイケアセンターひめじ的形	同 市的形町的形216—1
ニチイケアセンターひめじ広畑	同 市広畑区東新町2丁目18—1
サンライフさくらひめじ	同 市福沢町115
介護付有料老人ホーム シャングリラ青山姫路	同 市青山西2丁目17—25

」

に改める。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第349号

行政手続法（平成5年法律第88号）第23条第1項の規定により聴聞を終結し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条第4号の規定に基づき、次のとおり風俗営業の許可の取消処分を決定したので公示する。

なお、行政処分通知書については、被処分者の請求があればいつでも交付する。

平成24年11月13日

兵庫県公安委員会
 委員長 橋 本 猛 伸

1 被処分者

氏名	営業所の所在地	営業所の名称	処分手項
大 西 秀 継	神戸市中央区北長狭通1丁目7番2号 JOYビル2階東側	かぐや姫	風俗営業の許可(平成19年11月2日生第平19-46号許可)の取消し

2 事務を所掌する組織の名称及び所在地

兵庫県警察本部生活安全部生活環境課 神戸市中央区下山手通 5 丁目 6 番21号

3 その他

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に生活安全部生活環境課を経由して、兵庫県公安委員会に対し異議申立てをするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができる。

また、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。